求職者ハラスメント防止基本方針

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「当協会」という。）は、職員の採用活動における求職者に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、あらゆるハラスメント行為（以下「求職者ハラスメント」という。）を容認しません。

当協会は、公平・公正な採用活動を行うとともに、求職者の皆様が安心して就職活動を行える環境を整えるため、「求職者ハラスメント防止基本方針」（以下「本方針」という。）を次のとおり定め、実施してまいります。

1. 本方針の適用範囲

本方針は、当協会の採用活動に関与する全ての役員及び職員に適用します。

2. 採用活動における行動指針

① 採用担当者と求職者の連絡は、当協会のメールアドレス及び固定電話で行い、私的なSNSの使用や連絡先の交換は行いません。
② 採用面接は、当協会の事務所で行い、必ず複数名で対応します。
③ 採用活動において、飲酒を伴う会食は行いません。
④ 面接においては、威圧的な態度、圧迫面接、人格を否定する言動は行いません。また、採用の判断に関係のないプライベートな質問、性的な内容を含む質問・発言や不適切な要求は行いません。

3. 相談窓口の設置等

(1) 求職者がハラスメントに関する相談を躊躇なく行えるよう、採用活動におけるハラスメントに関する相談窓口を設置します。なお、ご相談等は電子メールで受け付けます。

・メールアドレス ： eta-soudan★eta.or.jp （★を@に変更してご連絡ください。）
・受付時間 ： 平日 10 時～16 時

※いただいたメールには、採用活動に直接携わらない管理職員が対応します。

(2) 相談等があった場合、相談者の意向に配慮しつつ事実関係を確認し、必要な是正措置や再発防止措置を実施します。

(3) 相談者や事実関係の確認に協力いただいた方の個人情報は、対応に必要な範囲でのみ共有し、目的外の利用や不要な第三者への提供は行わないなど、相談者及び関係者のプライバシーを厳守します。

4. 不利益な取扱いの禁止

(1) 求職者ハラスメントに関する相談や事実関係の確認等に協力したことを理由に、求職者等に対して不利益な取扱いは行いません。

(2) ハラスメントの発生やおそれについて指摘したこと、是正措置・再発防止措置を求めたこと等に対しても、それらを理由とした不利益な取扱いは行いません。

制定日　令和8年10月1日

一般社団法人　環境技術普及促進協会

代表理事　水丸　隆雄